

舞鶴自然文化園市場価値調査業務委託における公募型プロポーザル実施要領

1. 適用範囲

この要領は、公募型プロポーザル方式により、「舞鶴自然文化園市場価値調査業務委託」(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

舞鶴自然文化園で将来、Park-PFIや指定管理者制度を活用した民間活力の導入を検討するにあたり、当園が所有するアジサイやツバキなどのコレクション、風光明媚な景色や地形・立地、先進事例・成功事例のベンチマー킹と分析など当園の市場価値について調査し、基礎資料として整理するものとする。

- (1) 業務名：舞鶴自然文化園市場価値調査業務委託
- (2) 業務内容・業務期間：別添「舞鶴自然文化園市場価値調査業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という)のとおりとする。
- (3) 提案限度額：金 8,800,000円（消費税込み）
- (4) 対象施設：舞鶴自然文化園
- (5) その他：本業務において、主たる部分の再委託は認めない。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱に基づく競争参加資格の停止の期間中の者でないこと。
- (3) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和6年度までの間に、国または地方公共団体において、本業務と類似した公園に関する民間活力導入可能性調査の履行実績を有していること。
- (7) 令和6年度までの間に本市との契約実績があること。
- (8) 本業務における管理技術者、照査技術者および担当技術者は、以下の要件を満たしていること。
 - ① 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく第二次試験に合格し、同法に基づく登録を受けている者(以下「技術士」という。)であって、技術士登録簿に、以下のいずれかの技術部門及び選択科目を登録している者。
 - 建設部門(選択科目：都市及び地方計画)
 - 総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)

4. スケジュール

プロポーザル実施の公告・ 参加申込書及び 企画提案書受付開始	令和8年1月7日（水）
質問書の提出期限	令和8年1月14日（水）正午（必着）
質問に対する回答	令和8年1月16日（金） (舞鶴市ホームページに掲載)
参加申込書類の提出期限	令和8年1月21日（水）正午（必着）
参加資格確認通知	令和8年1月21日（水）午後5時までに通知
企画提案書類の提出期限	令和8年1月21日（水）正午（必着）
評価委員会の実施日	令和8年1月29日（木）午後1時30分～
審査結果の通知日	令和8年2月3日（火）

5. 提出書類

<参加申込書類>

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 事業者概要書（様式2）

ただし、舞鶴市一般競争入札（指名競争）入札資格参加登録済の事業者については下記①～⑤書類は提出不要とする。

- ① 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）
- ② 申請者が公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可）
- ③ 法人格のない団体にあっては、代表者の身分証明書（写し可）
※上位書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3ヶ月以内に交付されたものとする。
- ④ 市税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）
※提出日前3ヶ月以内に市町村の窓口で発行されたもの
- ⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）
※提出日前3ヶ月以内に税務署で発行されたもの（書式その3、その3の2、その3の3いずれも可）
- (3) 業務実績書（様式3）
- (4) 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式4）
- (5) 事業の概要を説明したパンフレット等

<企画提案書類>

- (1) 企画提案書（様式5に企画提案書（任意様式）を付し提出すること）
 - ア 様式5に付す提案書は別添仕様書に基づき記載し、表紙を除きA4版6枚以内にすること（様式任意）とし、必ずページ数を記載すること。なお、審査は匿名で行うため、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。
 - イ 企画提案書の審査は匿名で行うため、各様式の表紙以外のものについて

は、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

- (2) 配置予定職員・経歴等（様式6）
- (3) 業務実施体制表（様式7）
- (4) 見積内訳書（任意様式）

見積書は任意様式とするが、「仕様書」に記載する策定業務内容及び項目と一致させること。

なお、提案限度額を超える見積書は無効とする。

[企画提案書の記載内容]

企画提案書には、次の内容を記載し提出すること。

- ① 業務の実施方針（業務の目的、内容、適用基準、品質確保）
- ② 実施体制
- ③ 工程計画
- ④ 企画提案

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- A) 本公園の潜在的価値・魅力を引き出す調査手法
- B) 業務仕様書に基づき過去の実績における実現に向けた効果的な手法
- C) 民間事業参入促進のための要約・概要資料作成にあたっての構成案とデザインコンセプト（仕様書参照）。

6. 提出方法

	参加申込書	企画提案書類
(1) 提出期限	令和8年1月21日（水） 正午まで（必着）	令和8年1月21日（水） 正午まで（必着）
(2) 提出場所	〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市建設部土木課（別館3階） 電話 0773-66-1049 FAX 0773-62-9894	
(3) 提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る）	
(4) 提出部数	2部（正本1部、副本1部）	9部（正本1部、副本8部）
(5) 提出様式	様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。	

※ 本プロポーザルにおいては、事務手続きの迅速化を図るため、参加申込書類及び企画提案書類を同時に受け付けるものとする。なお、実施要領に基づき参加資格を認めた者に対して行う『企画提案書の提出要請』については、参加資格確認結果の通知をもって代えるものとする。

7. 業務内容等に関する質問

- | | |
|----------|--|
| (1) 質問期限 | 令和8年1月14日（水）正午 |
| (2) 質問方法 | 所定の質問書（様式8）により、電子メール又はFAXにて受け付ける |
| (3) 回答日時 | 令和8年1月16日（金） |
| (4) 回答方法 | 参加者全員にFAXにて回答する |
| (5) 留意事項 | 質問書を提出した場合は、送信後に舞鶴市土木課（0773-66-1049）へ送信確認の電話を入れること |

[提出にかかる留意事項]

- ・応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・提出された書類の内容変更はできないものとする。
- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

提出された書類について、舞鶴自然文化園市場価値調査業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、次項（2）の評価基準に基づき審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）を特定する。

(2) 評価基準

審査項目	配点	審査の観点
現状認識・ 基本理解	10	本業務の目的、背景、舞鶴自然文化園の特性や課題を的確に理解しているか。
	10	事業の目的及び内容に関する理解が十分にあるか。
提案内容	10	景観資源の評価において潜在的魅力抽出の調査手法が提案されているか。
	20	事業コンセプト・集客戦略・運営方法などを検討するにあたり、先進事例などの参考資料収集・分析の手法が提案されているか。
	20	収益性と事業継続性を検討するにあたり、先進事例などの参考資料収集・分析の手法が提案されているか。
	15	社会貢献と多様な連携検討にあたり、先進事例などの参考資料収集・分析の手法が提案されているか。
業務実施体制	5	本業務を円滑に遂行できる、専門性（都市計画、公民連携、事業コンサル等）を備えた人員配置となっているか。 配置予定の担当者は、同種・類似業務に関する十分な実績と知見を有しているか。
プロポーザル 内容	10	質問に対し、的確な回答を行っているか。
合 計	100	

(3) 評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

企画提案書の内容について、評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。参加者は企画提案に係るプレゼンテーション（Webにて実施）を行っていただきます。

- ア 日程 令和8年1月29日（木）午後1時30分～
- イ 場所 舞鶴市内
- ウ 出席者 3名以内
(主たる説明は本業務の主担当者が行うものとする)
- エ 実施時間 30分（提案説明15分以内、質疑応答15分程度）
- オ 説明資料 提案された企画提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切受け付けない。
- カ 評価委員会の詳細は別途文書で通知する。なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- キ 応募が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考の評価基準は前述のとおりとする
- ク 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

(4) 特定者の選定及び結果通知

- ア 失格者を除いたもののうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定する。
- ウ 以上に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする。

- ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
- イ 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できることが明らかになった場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ その他、評価委員会において不適当と認められた場合
- オ 第3に掲げる参加資格を満たさないことが判明した者が提出した企画提案書類は、無効（評価対象外）とする。

9. その他

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市用法公開条例に基づき開示することがある。
- (4) 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。

【問い合わせ先】

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市役所 建設部 土木課 担当：森本

電話番号:0773-66-1049

FAX 番号:0773-62-9894

メールアドレス: doboku@city.maizuru.lg.jp